

輸出事業計画

※申請者名：九州農産物通商株式会社、糸島農業協同組合

品目：いちご（「あまおう」等）

1. 輸出における現状と課題

（台湾）

- ・厳しい残留農薬基準の設定・管理が行われており、台湾向けいちごの栽培農家数が少ない。
- ・大粒（大玉）いちごの需要が高く、年末や春節時期には特に高い需要がある。
- ・輸入時の害虫検査でアザミウマ等が発見された場合はくん蒸の措置がとられる。

（タイ）

- ・登録生産園地での栽培、登録選果こん包施設での選果こん包等が必要。
- ・タイ保健省告示第386号に基づき、登録選果こん包施設が同号に定められる基準と同等以上の基準に適合していることの証明書の取得も必要。また、輸入許可証も取得の必要がある。
- ・クリスマス、年末、春節の周辺時期は贈答用として高い需要がある。

（香港）

- ・輸出検疫条件のハードルが低く、すでに多くの産地が進出しており競合が多い

（米国）

- ・米国食品医薬局（米国FDA）への施設登録が必要
- ・現地輸入通関の際にサンプルを抽出され農務省（米国USDA）の検査が行われる場合もあり、害虫等が見つければ輸入不可。
- ・米国側輸入業者がいちごに係るパーミット（輸入許可証）を取得している必要がある。
- ・選果こん包施設や保管施設等について、ファシリティーナンバーを取得し、西暦偶数年に都度更新することが必要。
- ・米国の食品安全強化法（FSMA）が2011年に制定され、それが米国に流通する輸入食品にも適用されるなど対応が迫られている（農業用水の管理、施肥・防除、施設衛生対策などについて記載した食品安全計画を策定する必要がある）。

（マレーシア）

- ・香港同様にいちごに関する輸出検疫条件のハードルは低いものの、日本産いちごの需要が十分に開拓されておらず、全体としていちごの輸出は伸び悩んでいる。
- ・年中高温多湿な気候であることから、鮮度対策が特に重要（カビ等の発生リスクが大い）。
- ・マレーシア国内では安価な中国産、韓国産、台湾産のものが多く流通している。

（UAE）

- ・日本側の輸出検査及びアラビア語ラベルの添付が必要。

（英国）

- ・輸出時の植物検疫が必要であることを除き検疫等のハードルは低い、日本産いちごの需要が十分に開拓されていない。

（米国・UAE・英国共通）

- ・福岡から直行便がなく、航空運賃が非常に高い。

（タイ、米国、マレーシア共通）

- ・小売りへ拡販する現地輸入社の熱量・知識等も重要であるが、現地輸入社が日本産いちごの特性や産地情報に必ずしも明るいわけではない。

（各国共通）

- ・いちごの輸出は基本的に航空輸送となることから、着陸時の衝撃緩衝のため平パックあるいは「ゆりか〜ご」による輸出が望ましい。
 - ・例年2月末頃から春先以降のいちごは傷みやすく、輸出版売先での品質を維持することがなかなか難しい。
- 産地から空港までの輸送で宅配便等のサービスや委託運送を活用すると、温度変化や強い衝撃が加わったりして痛みのもととなる場合が多い。
- ・一地域、単県に限ったいちご輸出では、輸出時期が非常に短い。また、赤系いちごだけの輸出提案では顧客の飽きも早い。

輸出事業計画

※申請者名：九州農産物通商株式会社、糸島農業協同組合

品目：いちご（「あまおう」等）

2. 輸出事業計画の取組内容

（台湾）

- ・JA、県、当社が連携し、台湾当局が定めた残留農薬基準を踏まえた防除暦を作成し「あまおう」生産の維持・拡大を図る。
- ・当社が中心となって3色いちご輸出拡大協議会を立ち上げ、いちごの輸出促進に向けた取り組みを各産地と連携しながら行い台湾向けいちご栽培農家数の増加を図る。

（タイ）

- ・輸出支援プラットフォームやジェトロバンコク事務所、現地輸入業者と連携し、適時情報収集を行い、規制に応じた生産体制を維持・構築し、タイ向け生産園地及び認定選果場としての登録継続を目指す。

（米国）

- ・産地、JA等における食品安全計画策定の支援を引き続き行っていく。また、内容について協議会構成員との情報共有を行う。

（マレーシア）

- ・年末年始、中秋節、春節などイベント時を狙ったプロモーションを行い、集中販売が重要となる。

（UAE・英国共通）

- ・ある程度のロットを受け入れることのできる現地輸入業者を開拓するとともに、日本産青果物を取り扱ってくれる小売等を開拓していく。

（米国・UAE・英国共通）

- ・航空会社やフォワーダーと連携しアロケーションを設定する。あわせて、週の何曜日に輸出をするのかを1週間以上前に確定させ、各フライト日に各産地の出荷を合わせ、少しでもロットを増やすことによって航空運賃の低減を図る。

（タイ、米国、マレーシア共通）

- ・タイ、米国、マレーシアなど、今後さらなるいちご輸出拡大が見込まれそうな国の青果物輸入社に絞って産地招聘を実施し、各輸入社の産地への愛着強化、日本産いちごへの知識向上を図ることで、さらなる輸出拡大へ繋げる。

（各国共通）

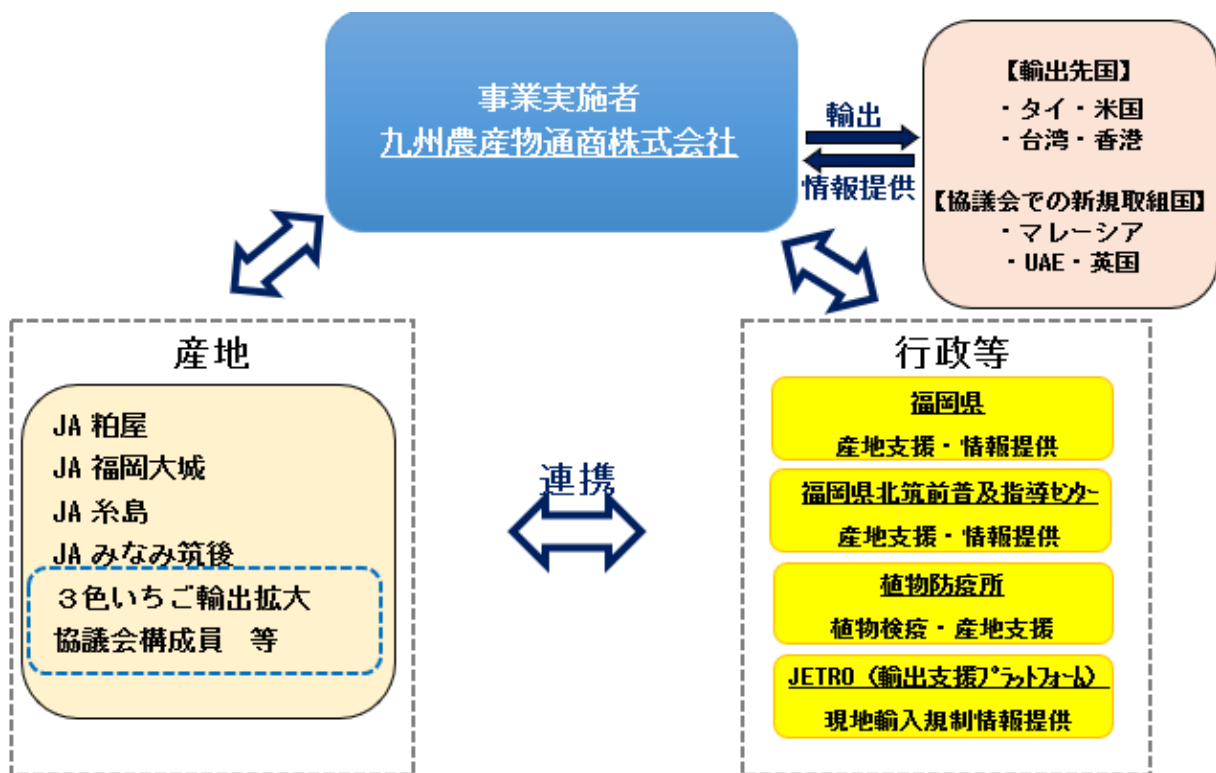
- ・自家集荷、配送やフォワーダーへの指示などにより、輸送中の温度変化や衝撃による品質劣化を防止することや、シーズン終期の早ちぎり（着色5・6分）など、可能な限り鮮度の高いものを輸出することにより、付加価値を高め、他国産のいちごとの差別化を図る。
- ・いちごの集荷方法を運送業者への委託から当社の直接集荷に変更し、輸送コスト及び輸送中のいちごへのダメージを軽減することで、輸出先納品後のクレームの発生リスクを低減する。
- ・従来の羽田・成田空港を活用した輸出でなく、可能な限り、地方空港である福岡空港を活用した輸出を行う。その際、複数のフォワーダーより見積もりを取り、より低コストでの輸出を実現する。
- ・各産地の出荷価格（単価）については、国内市場向け価格と切り分け、各産地生産者からの提案価格をベースとし、加えて、残留農薬対応の必要な台湾向けは単価上乘せも行い、生産段階での努力の報われる輸出向け出荷単価の確立を図る。
- ・3色いちご輸出拡大協議会構成員が南は熊本、北は長野までと産地が複数ある強みを生かし、シーズン始期から春先の気温が温くなる終期（4月頃）までリレー出荷を図る。
- ・あまおうだけでなく、ピンク系、白系いちごを含め3色のいちごの相乗効果を発揮した多角的な販売を図る。
- ・輸出先からの着荷品質にかかる情報を確認、自家集荷、配送やフォワーダーへの指示等により輸送中の温度変化や衝撃による品質劣化を防止するとともに、シーズン終期の早ちぎりなどを行い、輸出シーズンを終える寸前まで品質維持対策を徹底する。

輸出事業計画

※申請者名：九州農産物通商株式会社、糸島農業協同組合

品目：いちご（「あまおう」等）

3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制



4. 輸出目標額

【品目：いちご（あまおう）】

	現状 (令和2年度)	目標年 (令和8年度)
輸出額	45,000千円	111,000千円
輸出量	13t	29t
輸出先国	台湾、タイ、香港、米国等	台湾、タイ、香港、米国、マレーシア、UAE、英国等
県内生産量	10,630t	

※九州農産物通商株式会社扱い